

(経済産業省と同時公表)

平成26年5月15日

消費生活用製品の新規リコール情報（コーヒーマーカー）の公表

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、株式会社カリタが輸入したコーヒーマーカー（タリーズブランド）のリコール情報（製品回収（返金又は製品交換））を以下のとおり公表します。

株式会社カリタが輸入し、タリーズコーヒーで販売されたコーヒーマーカー（タリーズブランド）について、当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故情報は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき、重大製品事故の報告を受け、2012年（平成24年）9月25日に製品起因が疑われる事故として公表していたものです。（別紙参照）

同社は、事故の再発防止を図るため、本日から対象製品（下記③）の回収（返金又は製品交換）を実施します。

対象製品を保有していないか御確認ください。対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、同社に御連絡ください。

○株式会社カリタが輸入したコーヒーマーカー（タリーズブランド）について
（管理番号A201200450）

①事故事象について

株式会社カリタが輸入し、タリーズコーヒーで販売されたコーヒーマーカー（タリーズブランド）について、当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、製造時の端子台のビスの締め付け不良により、端子台部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定されます。（別紙参照）

これまで株式会社カリタが輸入したコーヒーマーカーについて、消費生活用製品安全法第35条第1項に基づき報告を受けた重大製品事故は、本件のみです。

また、同法第35条第1項に該当しない製品事故（破損等）として、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に報告された事故は4件です。

なお、これら5件の事故は、いずれも人的被害には至っておりません。

②再発防止策について

株式会社カリタは、事故の再発防止を図るため、本日（5月15日）、ウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告を行うとともに、タリーズコーヒー店舗での告知（ポスター掲示）を行い、製品回収（返金又は製品交換（代替品との交換））を呼びかけます。

- ③対象製品：品名、形名（機種・型式）、製造番号、販売期間、対象台数
 品名：カリタコーヒーマーカー（タリーズブランド）
 形名（機種・型式）：AP-103
 製造番号：T1001～T2280
 ※この番号以外は対象外となります。
 販売期間：2006年4月～2009年
 対象台数：1,280台

<対象製品の外観及び確認方法>



④事業者の対応

製品回収（返金又は製品交換）を実施します（2014年5月15日から受付開始）。

⑤事業者の告知

- ・ウェブサイトへの情報掲載 2014年5月15日（木）
- ・新聞社告 2014年5月15日（木）

⑥消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、電源を切り、電源プラグを抜いてください。返金又は製品交換については、下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社カリタ

〒221-0021 横浜市神奈川区子安通1-111-1

電話番号：0120-381-750 ※フリーダイヤル（無料）

受付時間：9時～17時（5月25日までは土・日も受付）

ウェブサイト：<http://www.kalita.co.jp/apology>

※同ウェブサイトから返金又は製品交換の申込みも可能です。

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当) 担 当 : 大木、長井、清重

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

(株式会社カリタが輸入したコーヒーマーカーについての発表資料
に関する問合せ先)

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当 : 水野、岸田

電 話 : 03-3501-1707 (直通)

F A X : 03-3501-2805

■当該リコールに係る消費生活用製品の重大製品事故

別紙

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200450	平成24年9月10日	平成24年9月20日	コーヒーメーカー	AP-103(タリーズコーヒージャパン株式会社ブランド)	株式会社カリタ(タリーズコーヒージャパン株式会社ブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は製造時の端子台のビスの締め付け不良により、端子台部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	茨城県	平成24年9月25日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 平成26年5月15日からリコールを実施